

西早稲田子育て地蔵尊・境内利用規約

1.規約の目的

- ・来街者、地域住民が参加できる、街のにぎわいに役立つイベント、子育て地蔵尊境内で行うのにふさわしいイベント等への利用を目的として、本規約を定めます。
- ・主催者(利用者)はこの規約に従って利用を申込み、西早稲田商店会の承認を得たうえで子育て地蔵尊境内を利用することができます。

2.利用の申込み・利用料・利用時間

- ・事前に利用可能日を確認の上、イベント開催(利用日)の3か月前までに西早稲田商店会に利用責任者が所定の利用申込書を提出してください。
- ・利用料は原則無料ですが、電気器具等の使用時には別途料金をいただく場合があります。
- ・利用時間は原則 10:00～18:00までとします。

3.利用の承認

- ・利用の諾否については、西早稲田商店会の役員会において審査のうえ決定します。
- ・利用責任者に商店会役員が事前に面談してお話を聴く場合があります。
- ・審査の結果、利用をお断りしたり、実施日の変更をお願いしたりする場合があります。
- ・承認する場合は「利用承諾書」を発行します。利用日には責任者が携行してください。
- ・この規約に定めのない事項については、商店会役員に事前に確認をとってください。

4.利用の制限

- ・下記のようなイベント等には利用できません。
主に営利活動、営利的広告宣伝・勧誘活動、政治活動、宗教活動を目的とするもの
公序良俗に反するもの、来街者、地域住民に不快感・不安感を与える恐れのあるもの
その他、西早稲田商店会において子育て地蔵尊境内で行うのに不適切と認めたもの

5.利用上の注意事項

- ・利用申込み後からイベント実施期間中～終了までの間、実施責任者には常に連絡がつくようにしておいてください。商店会から必要に応じて連絡する場合があります。
- ・境内は禁煙です。火器の使用及び危険物の持込は禁止します。
- ・地域住民、来街者の迷惑にならないよう音量などには十分注意してください。
- ・開催中は一般通行者の妨げとならないように、参加者を整理誘導してください。
- ・終了後は境内の清掃を行い、ゴミは持ち帰るか、定められた方法で処理してください。
- ・使用したテーブル、イス等の備品は所定の場所に片付け、原状復帰してください。
- ・境内の設備・備品等に破損・汚損・紛失があったときは、全て利用者の負担となります。

【連絡・問合わせ先】

西早稲田商店会 E-mail : showten@waseda-street.com FAX : 03-3203-2172

以上